陳情文書表

陳情第８－７号　　付託委員会　　総　務　委　員　会	
核兵器禁止条約再検討会議へのオブザーバー参加を国に求める陳情	
受理年月日	令和８年９月７日
陳　　情　　者	東京都あきる野市野辺１１４０－１ 森田　康雄 東京都あきる野市油平１６－３ 影山　和子 東京都あきる野市牛沼１１４－８ 不破　　修 東京都あきる野市草花９２３－４ 原　和美 東京都あきる野市留原６４６－１ 高井　麻里子
陳　　情　　内　　容	
裏面のとおり	

核兵器禁止条約再検討会議へのオブザーバー参加を国に求める陳情

受付
第 8-7 号
8.9.7
あきる野市議会

1. 趣旨

被爆81年となったこの8月、広島・長崎での平和式典では、原爆のもたらした被害の非人道性が語られ続けています。我が国が唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けた努力をたゆまず続けていく使命をもつことも共有されました。これは、「あきる野市平和都市宣言」（2024年3月21日）に込めた市民の思いとも重なるものです。

今年11月、国連で核兵器禁止条約第1回再検討会議が開催されます。日本国政府がこの会議にオブザーバー参加することは、核保有国と非保有国の間の橋渡し役として核兵器禁止への流れを強めるものです。また、世界の核被害者の治療、核実験による環境汚染の修復等について日本の知見を提供する役割を果たすことにも繋がります。

あきる野市議会は、あきる野市民の思いをしっかりと受け止め、核兵器禁止条約第1回再検討会議にオブザーバー参加することを国に求める意見書を提出するよう陳情します。

2. 理由

原爆投下から81年目の8月、広島平和記念式典・長崎平和祈念式典では、「核のない世界」の実現が求められました。「被爆者が一人もいなくなる時代がそこまで近づいてき」た今、惨禍を生き抜いた被爆者の声や思いを継承することの大事さ、平和教育の重要性が語られました。国連事務総長は、第1回国連総会（1946年）における最初の決議は、核兵器の廃絶であったことに注意を喚起しました。そして、広島・長崎の市長は共に、今年11月に開催される核兵器禁止条約再検討会議にオブザーバー参加することを国に強く求めました。

核兵器をめぐる世界の状況は、深刻さを増しています。第1に、ウクライナ・パレスティナ（ガザ地区）・イランなどにおいて、核兵器を保有する国が関わる国際紛争・戦闘が続いています。第2に、核兵器による威嚇が行われ、核戦力・核兵器の増強、新型核弾頭の開発が進められています。第3に、アメリカ・ロシアの新戦略兵器削減条約（新START）が失効し、核軍縮条約が無い状況に至りました。第4に、今年4月に開催された核不拡散条約（NPT）再検討会議で、「成果文書」が成立せず、核保有国による「保有核兵器の完全廃棄」の「明確な約束」（2000年）が空文化される恐れが強まっています。

そのなかで、2021年に発効した核兵器禁止条約（TPNW：Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons）は、2026年7月、トンガの加入により批准国は75か国（調印国は100カ国）に達しました。この条約は、開発、実験、製造・取得、貯蔵、使用と使用の威嚇、配置の許可を全面的に禁止し（1条）、核兵器の廃絶を法的に目指す国際条約です。前文では、ヒバクシャ（HIBAKUSHA）の犠牲・苦難に留意し、核兵器は

人道と国際法に反するものだとしています。この条約は「非核三原則」を国際規範に高めたものと言えます。8条では、条約の発展と実効性を高めるために、条約発効から5年目（2026年11月）に再検討会議を行うことを定めています。

唯一の戦争被爆国である日本がオブザーバー参加することによって、非保有国との意思疎通をはかり、その意思を核保有国に伝える重要な役割を果たすことが可能になります。また、核兵器の使用や実験による被害者への医療・支援や放射能汚染地域の環境修復のための国際協力体制の構築をすすめるなど、日本の知見・技術によって国際貢献することができます。

「核兵器の全廃こそが、核兵器が二度と使われない唯一の保障」です。国は「核兵器禁止への流れを強める」責務を表明しています。核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を国に求めることは、「あきる野市平和都市宣言」に結晶した市民大多数の願いと言えると考えます。

以上の理由からこの陳情を提出いたします。

2026年9月7日

陳情者

（代表）東京都あきる野市野辺1140-1　森田康雄　外4名

東京都あきる野市油平16-3　影山和子

東京都あきる野市牛沼114-8　不破修

東京都あきる野市草花923-4　原和美

東京都あきる野市留原646-1　高井麻里子

あきる野市議会議長　　ひはら 省吾　様